

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の改正の方向性について（案）

1. 改正の必要性

昨年 9 月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（以下「本告示」という。）の改正を行うもの。

2. 改正の概要

<報告の方法の見直し>

○現行

- 主務大臣のガイドライン等において報告対象となる場合
主務大臣のガイドライン等に従い主務大臣等へ報告
- 上記以外
個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ報告



○見直し後

- 本告示に基づき委員会へ報告
(注) 法改正により、個人情報保護法の監督権限が委員会に一元化されるため、報告先を委員会に一元化。
ただし、改正個人情報保護法第 44 条第 1 項に基づき委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野については、今後、別途調整。

<報告を要しない場合の特例の対象の見直し>

○現行

- 個人情報取扱事業者以外の事業者を対象



○見直し後

- 従業員の数が 100 人以下の事業者^(注)を対象
(注) 個人番号利用事務実施者、委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者及び金融分野の事業者を除く。

(以 上)